

(お知らせ1) 建設工事における入札契約制度の  
今後の改正予定について

## 1. 改正内容（予定）

### （1）工事費内訳書に明示する項目について

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の改正（令和7年12月12日施行分）等により、入札時に提出する入札金額の内訳に、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約（建退共）に係る掛金、安全衛生経費（以下、「労務費等」という。）について記載することと規定されたため、工事費内訳書を改正予定。なお、工事費内訳書に労務費等が未記入の場合は、入札を失格とする。

### （2）建設工事請負契約書及び請負代金内訳書に明示する項目について

- 契約時に作成する請負代金内訳書について、労務費等の内訳の明示を求めるため、建設工事請負契約書の規定及び請負代金内訳書の様式を改正予定。

### （3）下請負人の社会保険等加入義務規定の新設について

- 社会保険等未加入建設業者の排除を図るため、建設工事請負契約書に社会保険等未加入業者（社会保険等について、適用除外となっている場合を除く）を下請負人とすることを禁止する規定を新設予定。なお、改正後、特別な事情なく本規定に違反した場合は、契約違反行為として入札参加停止措置を講じる可能性がある。

## 2. 適用日について

一定の周知期間を置いた上で適用を開始予定。

詳細については建設産業課のウェブページ等でお知らせします。

## (お知らせ2) インボイス制度について

# 事業者のみなさま

## 消費税の インボイス制度<sup>※</sup>

令和5年10月 **スタート**



※消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度です



## インボイス制度に向けてのご準備を

### 説明会開催

オンライン説明会や  
税務署での説明会・  
登録要否相談会をご  
案内しております。

説明会日程



### 新たな負担 軽減措置

税負担・事務負担の  
軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係  
(インボイス関連)



### 補助金などの 支援策も

IT導入補助金・小規  
模事業者持続化補助  
金などの支援策があ  
ります。

中小企業庁  
リーフレット



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年4月)

## 登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。  
登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

## インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょ。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょ。

## インボイス制度について詳しく知りたい方



国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト



## インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先



インボイス  
コールセンター **0120-205-553** (無料)  
9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。

相談窓口一覧表



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年4月)